

令和7年度
京都市保健所運営方針

令和7年7月

京都市

運営方針の策定に当たって

昨今の少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加などの市民の生活スタイルの変化、新興・再興感染症等による新たな健康危機事案への対応等、地域保健の課題はますます多様化している。

京都市では、平成29年5月に、各区役所・支所の福祉部と保健部を統合し、市民にわかりやすい6つの分野別窓口にも再編した「保健福祉センター」を設置した。保健福祉センターは、住民に身近な保健福祉サービスの拠点、また保健所支所として、地域力推進室との一層の連携の下、各分野の様々な取組を地域のまちづくりと一体となって進めているところであるが、地域保健の推進における保健所の役割はますます重要となってきている。

今年度は、次の4つの取組を柱として、医療、介護、福祉の関係機関や地域住民との協働により、市民の多様なニーズに対応した保健活動の推進に取り組んでいく。

- ① 医療衛生施策の推進
- ② 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進
- ③ 母子保健の推進
- ④ 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

なお、令和3年度に、母子保健法に基づいた保健所事務分掌規則の改正を行い、一部の母子保健業務の所管が保健所から子ども若者はぐくみ局に移管されたが、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（厚生労働省告示）」にも示されているように、「保健所を地域保健医療に対する総合的な企画機能を有する中核機関と位置づけ、地域住民のニーズに合致した施策を展開できるようにすることが望ましい」ことから、保健所が直接所管する業務でなくとも、地域保健推進に重要と考えられる業務については、「地域保健における取組」として運営方針の中に提示している。

1 医療衛生施策の推進

今後想定される新興・再興感染症などの健康危機事案の発生への備えや動物愛護等の取組の推進など、本市の医療衛生施策について、関連する部署と密な連携を図り、市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進していく。

保健所の取組

1 健康危機事案への対応

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき、腸管出血性大腸菌感染症や肝炎、エイズ、性感染症などについて、予防啓発や対策事業の企画、積極的疫学調査、感染症患者等の搬送、消毒業務を実施するなど、医療衛生企画課と保健福祉センター（健康長寿推進課）が連携し、感染症の拡大防止に努める。また、食中毒事案についても、医療衛生企画課と医療衛生センターが連携して、患者、施設等への調査及び措置を行う。

本市では、感染症法等が改正されたことを踏まえ、令和6年3月に感染症の予防の総合的な推進を図ることを目的に府市一体で「京都府感染症予防計画」を、また、本市における実行性を担保するため「京都市保健所健康危機対処計画」を策定している。

策定した計画等に基づき、令和6年4月からは、感染症による健康危機事案への対応を進めるとともに、健康危機管理体制を構築・強化するため、平時からIHEAT要員を含む人員体制の確保や研修・訓練等を実施するなど、新興感染症等による健康危機事案への備えを進める。

また、新型インフルエンザ等対策行動計画について、新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえて、政府及び京都府行動計画が改定されたことに伴い、令和7年度に本市行動計画の改定を予定している。

2 結核予防の推進

令和5年3月に策定した「第四次京都市結核対策基本指針」に基づき、「対策の4つの柱」である①結核の予防、②患者への適正な支援や医療、接触者健診の実施、③各ハイリスク層・患者年齢層への個別対策、④指針を支える基礎となる取組に注力し、令和9年までに、結核罹患率を8.0以下、喀痰塗抹陽性肺結核罹患率を2.6以下に低減させることを目指す。

特に、感染・発症のリスクが高い高齢者や外国生まれの方などに対し、感染拡大防止のための啓発や検診受診の勧奨等を積極的に行い、更なる罹患率の低減に向けて取組を進める。

- 結核罹患率の推移（単位：人口10万対）

令和4年	令和5年	令和6年（速報値）
9.9	10.7	10.6

- 外国生まれ結核患者数の推移（単位：人）

令和4年	令和5年	令和6年（速報値）
15	33	36

3 食品衛生に関する取組の推進

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の規定により策定している「京都市食の安全安心推進計画」に基づき、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく。

なお、現行計画は令和7年度で期間終了のため、次期計画の策定に向け、有識者及び市民委員から構成される京都市食の安全安心推進議会に諮問し、議論を進めていく。

また、食品衛生法の規定により策定している「京都市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品等事業者に対する監視指導及び食品衛生思想の普及・啓発を行うとともに、飲食店営業等の営業許可手続や市民からの相談等に対応する。

さらに、令和6年4月から開始した京都市HACCP食の安全宣言届出制度を活用し、食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入及び定着を推進することで、本市における衛生管理の不備に起因する食品事故等の発生防止に取り組む。

《主な実績》

○ 食品関係営業施設に対する監視指導

	営業施設数(施設)		延監視指導件数(件)	
	許可	届出	許可	届出
令和6年度	32,839	8,683	26,379	1,476

○ 食品衛生に関する知識の普及・啓発（令和6年度）

- ・ SNS等による食の安全安心情報の発信（61回）
- ・ 食品衛生に関する講習会等の実施（124回、3,305人参加）

4 「民泊」に関する取組の推進

市民生活を最重要視し、市民と宿泊者の安全安心の確保や、京都にふさわしい良質な宿泊環境を整備するため、違法な「民泊」の根絶や「民泊」に係る通報等への対応を継続するとともに、既存の許可施設等の管理運営体制に係る状況調査を徹底するなど、宿泊施設の適正な運営がなされるよう取組を進める。

《主な実績》

- 平成31年4月 ・「民泊」対策専門チームの体制を強化
- 令和元年10月 ・無許可営業施設に対する緊急停止命令の発出
- 11月 ・観光庁と連携し、国内外の「民泊」仲介業者に対し、本市条例で規定する駐在規定の遵守を求める周知協力及び適正な施設のみを掲載するよう厳格な運用を要請
- 令和2年4月 ・既存許可施設を含む全ての旅館業施設に対し、原則として人を宿泊させる間、使用人等の施設内駐在義務を全面適用
- 令和3年3月 ・本市に無許可営業疑いとして通報があった2,667施設に対して調査指導を行い、全ての施設を営業中止等に至らしめた。
- 令和3年4月～ ・徹底した調査指導により、無許可営業疑いとして通報があった施設について、大部分を営業中止等に至らしめている。

○ 無許可営業疑い施設に対する調査・指導状況

年度	延べ通報等回数	調査指導対象施設数	調査・指導中(施設数)	営業中止・撤退	旅館業に該当せず
令和 4年度	35	25	1	5	19
令和 5年度	68	63	1	31	31
令和 6年度	466	451	7	393	51

5 動物の愛護及び管理、狂犬病予防に関する取組の推進

京都動物愛護憲章に掲げる「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の飼養管理と愛護に関する条例及び京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例に基づき動物の適正飼養、終生飼養の啓発、指導及び犬・猫の引取り業務を行う。また、野良猫対策として、地域住民の理解と協力の下、地域住民が自ら定めたルールに基づき野良猫を適正に管理する活動に対し、本市が無償で避妊・去勢手術を実施する「まちなこ活動支援事業」を重点的な取組として推進するとともに、まちなこ活動の実施が困難な地域についても、避妊・去勢手術費用の一部助成や保護器の貸出しを行う。

その他、マイクロチップの装着や情報登録、災害時におけるペットの避難対策に関する啓発を行うとともに、福祉関係部署と連携した、ひとり暮らしの高齢者への終生飼養の周知・指導や、多頭飼育崩壊を未然に防ぐための犬・猫への避妊・去勢手術の無償実施を行う。

狂犬病予防については、動物由来感染症である狂犬病の発生及びまん延を防止するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の啓発、野犬の捕獲及び咬傷事故（こうしょうじこ）の調査等を行う。

《主な実績》

- 令和2年10月 ・認定NPO法人及び業界団体の民間2団体とペット防災に係る災害協定を締結
- 令和3年3月 ・第二期京都市動物愛護行動計画を策定
- 6月 ・「日本ヒルズ・コルゲート株式会社」とペット防災に係る災害協定を締結
- 令和4年7月 ・「公益財団法人関西盲導犬協会」とペット防災に係る災害協定を締結
- 令和5年2月 ・「KYOTO CITY OPEN LABO」において、「ねこから目線株式会社」と連携し、高齢者が安心して猫と暮らすことができるよう、「飼い続ける支援・飼い始める支援事業」を開始
- 令和6年5月 ・マイクロチップ装着に係る周知チラシとカードの作成・配布
- 8月 ・多頭飼育崩壊を予防するための飼い主向けチラシの作成・配布
- 9月 ・京都動物愛護フェスティバル（Kyoto Ani-Love Festival）を開催
- 令和7年3月 ・「株式会社レティシアン」とペット防災に係る災害協定を締結

6 安心安全な医療提供体制の確保に関する取組の推進

医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法等関係法令に基づき、医療関係施設に係る開設許可及び届出受理事務、医療法第25条に基づく立入検査等の業務を行う。

立入検査については、定期検査（令和6年度は病院95件、診療所12件）のほか、確認や指導が必要な場合に臨時にも実施し、市内の医療提供体制の確保に取り組む。

また、医療安全相談窓口を設置し、市民からの医療に関する相談等に中立的な立場から対応し、相談者が自主的に問題解決できるよう助言を行うとともに、必要に応じ医療機関に対して助言を行う。

令和7年度は、美容医療をはじめとした自由診療、令和7年2月に策定された「あはき・柔整広告ガイドライン」への対応等、新たな課題への取組も進める。

7 薬事衛生に関する取組の推進

医薬品、医療機器等一斉監視指導、新規許可時の調査に加えて、随時立入検査を行い、薬局等に対する薬事監視に取り組むとともに、毒物劇物販売業、毒物劇物取扱者及び特定毒物研究者に対し、新規登録申請時及び必要に応じて随時立入検査を行い、毒物劇物の適切な取扱い等を指導し、危害防止に努めていく。

また、衛生検査所の精度管理に関して相当の学識経験を有する者からなる京都衛生検査所精度管理専門家会議を運営し、必要に応じて当該会議委員同行のもと、各検査所に対して2年に1回の頻度で立入検査を実施し、衛生検査所の検査精度の向上に努めていく。

さらに、本市では大麻、麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用を防止するため、ポスター等を用いた啓発活動を行っており、令和7年度はSNS広告に加え、商業施設等の多くの人が集まる場所においてデジタルサイネージ等を用いた啓発に努めていくとともに、オーバードーズに関する啓発動画の新規作成、大学生等の若年層を対象とした講習会の開催回数等を充実させ、大麻やオーバードーズ等の薬物乱用防止に関する意識を若年層の間で根付かせていく。

令和7年度の主な関連施策・事業

1 犬・猫の多頭飼育崩壊対策事業

多頭飼育崩壊を未然に防ぐことを目的として、犬・猫を複数頭飼育している飼い主のうち、対象となる条件を全て満たし、手術後も適正に飼養することを誓約できる飼い主の飼養する犬・猫に対し、協力動物病院又は動物愛護センターで避妊・去勢手術を無償で実施する。

2 所有者等のいない猫（いわゆる野良猫）対策事業

(1) まちねこ活動によらない野良猫への避妊・去勢手術費用の一部助成及び保護器の貸出

京都市獣医師会と連携して実施している現行の飼い犬・猫に対する避妊・去勢手術助成事業について、助成頭数を拡大するとともに、助成対象をまちねこ以外の野良猫にも拡大するほか、野良猫の避妊・去勢手術を行おうとする市民に対し、猫の保護器を無償で貸し出す。

(2) 京都市獣医師会への幼齢子猫の育成及び譲渡委託

野良猫が産み落とした、哺乳や医療ケアが必要な子猫を、適切な飼育が可能な協力動物病院へ預け、譲渡できる月齢までの育成及び譲渡を委託し、子猫の殺処分数の減少に向けて取り組む。

2 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進

令和6年3月に策定した「京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」に基づき、市民の皆様が主体的に日々の健康づくりに取り組んでいただき、それを支える社会環境づくりを本市や関係機関・団体等が協働して取り組むことによって、本市の健康づくりをこれまで以上に力強く推進していく。

特に、保健福祉センターでは、子ども・障害・高齢などの各分野や地域力推進室と横断的に連携し、各種団体・関係機関、地域住民との協働により、地域における健康づくり事業の取組を通じて、区役所・支所の独自性を生かした、市民が地域で自主的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進する。

保健所の取組

1 地域における自主的な健康づくりの支援

- 地域における健康づくり事業の実施
 - (1) 各区役所・支所において地域の実情や課題を分析のうえ作成した健康づくり事業基本方針に基づき、保健福祉センター各室・課が連携し、「京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」の柱に対応した事業に取り組む。
 - (2) 地域の健康課題に加え、全市の健康課題を踏まえた京都市全体の共通重点項目を定め、地域の特色に応じた取組を積極的に実施する。

【令和7年度重点取組項目】

- ・ 糖尿病発症予防に向けた取組
- ・ 循環器病発症予防に向けた取組
- ・ 骨粗しょう症予防に向けた取組



《主な実績》

- 地域における健康づくり事業 (単位：回)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	1,379	1,617	1,690

(地域における健康づくり事業の例)

身体活動・運動に関する教室、食育セミナー、歯と口の健康づくり教室 等

2 受動喫煙防止対策の推進

令和2年4月1日に全面施行された改正健康増進法に基づき、これまでから法制度の普及・啓発や飲食店における受動喫煙防止のための標識の配布、市民や施設等からの問い合わせに対応するための相談窓口等の設置など、様々な取組を進めてきた。

法改正に先行し、令和2年2月からは、飲食店に対し、個別訪問と電話調査による周知及び監視・指導の取組を実施している。

令和7年度も引き続き相談窓口を運営し、違反事案の通報があった場合には、国のガイドラインに基づき、施設の管理権原者等に対して、適切に受動喫煙防止対策を講じるよう、助言や指導等を行い、望まない受動喫煙をなくすための取組を進めていく。

《主な実績》

- 京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口の運用状況 (単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談及び問合せ件数	274	331	288
通報件数	141	181	183

3 がん検診の受診率の向上に向けた取組の推進

がん検診の受診率の向上に向け、今後とも、京都府医師会等関係機関との連携による普及・啓発、「ピンクリボン京都」活動等の民間と連携した社会的な啓発活動を実施する。また、保健医療システムや京都市国保と連携し、個別受診勧奨の更なる強化等に取り組む。

《主な実績》

- 本市がん検診の受診率の推移 (国民生活基礎調査 (大規模調査))

種類		H28年調査	R1年調査	R4年調査	(参考) 国の目標値
胃がん検診	京都市	32.8%	45.2%	42.3%	50% (~R4年度) 60% (R5年度~)
	全国平均	40.9%	48.8%	48.4%	
肺がん検診	京都市	37.7%	41.4%	39.2%	
	全国平均	46.2%	49.4%	49.7%	
大腸がん検診	京都市	32.1%	37.3%	37.7%	
	全国平均	41.4%	44.2%	45.9%	
子宮頸がん検診	京都市	36.5%	37.8%	37.2%	
	全国平均	42.4%	43.7%	43.6%	
乳がん検診	京都市	37.2%	43.6%	41.6%	
	全国平均	44.9%	47.4%	47.4%	

4 糖尿病重症化予防の取組の推進

生活習慣病である糖尿病は、症状が進行すると腎不全など様々な合併症を引き起こし、市民の健やかな生活に深刻な影響をもたらすこととなることから、治療が必要な方を早期に発見し、治療につなげていく重症化予防の取組が重要である。

このため、医療機関、保健医療関係団体、保険者等の参画の下、平成29年度に設置した「京都市糖尿病重症化予防地域戦略会議」において、健診データを活用したきめ細かな受診勧奨や、かかりつけ医療機関と連携した保健指導の実施などを進めていく。

《令和6年度の主な実績》

- 京都市糖尿病重症化予防戦略会議の開催 (令和7年1月)
- 京都市糖尿病重症化予防事業検討会の開催 (令和7年2月)

5 災害時医療救護体制の構築

近年、台風や大雨による被害が各地で頻発しており、また、近い未来における「南海・東南海地震」の発生が危惧されるなど、大規模災害はいつ起きてもおかしくない身近なものとして、事前にしっかりと備えておく必要がある。

このため、とりわけ、人命救助に重要な医療救護活動が、発災時に十分に機能するよう、あらかじめ医療関係団体と連携した訓練の実施や、医療救護活動の調整を担う本部機能の確保等により、実践に備えた体制整備に取り組む。

《主な実績》

- 令和元年7月 ・京都市医療救護活動マニュアル（震災対策編）（第一版）策定
- 令和元年9月 ・各区役所・支所保健福祉センターと市内各地区医師会との災害時における連携体制の構築に向けた協議を実施
～
- 令和2年12月 ・京都府歯科医師会と締結した「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定」に基づく歯科医療救護活動が、発災時に有効に機能し、
令和3年3月 実効性あるものとなるよう、京都府歯科医師会との災害時歯科医療救護活動に係る検討会を開催
- 令和3年3月 ・大規模災害等の発生時に、京都市域において、災害医療関係機関・団体が相互に連携を図り、医療救護活動を効果的かつ円滑に実施できるよう、災害時医療救護活動に係る各種取組や課題等を共有し、連携体制を構築することを目的とした「京都市域災害医療連絡協議会」を設置し、第1回協議会を開催（2回目：令和4年2月、3回目：令和5年3月、4回目：令和6年3月）
- 令和3年5月 ・京都市医療救護活動マニュアル（震災対策編）（第二版）策定
- 令和4年3月 ・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催
- 令和5年2月 ・災害時医療救護活動に係る京都市の取組に関するHPの公開
・災害時医療救護活動に係る動画研修資料（医療関係者向け）の公開
・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催
- 令和6年3月 ・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催
- 令和6年11月 ・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催

令和7年度の主な関連施策・事業

1 地域における健康づくり事業

健康づくりを通じて、市民の社会参加や市民同士のつながりを促進し、市民や民間団体等が周りの市民への働きかけ等を行うことにより、地域住民の主体的な健康づくり活動を支援する。(主なテーマ：栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康、歯と口の健康、禁煙、飲酒、思春期など) (保健所)

2 健康長寿のまち・京都推進プロジェクト

市民ぐるみで健康づくりに取り組む「機運の醸成」を主眼としてプロジェクトを実施してきたが、「エビデンスに基づく、市民・地域主体の健康行動の定着」に向けた取組に事業再編し、健康長寿社会の形成に向けた取組を介護予防事業と一体的に進める。また、「歩く」をテーマに市民ぐるみ運動を進めることとしており、現状よりも1日の歩数を1,000歩増やすことから始めていただくため、「プラスせんぼ」のキャッチフレーズの普及に取り組む。(保健所)

3 フレイル対策支援事業

「運動」「栄養・口腔」「社会参加」の総合的なフレイル対策の推進を図るため、地域介護予防推進センターの関与のもと、医療専門職との連携により、地域住民が主体となって介護予防に取り組むグループ等に対して、管理栄養士や歯科衛生士等の医療専門職が連携して講話・健康相談等の支援や体力測定等を実施する。(地域保健)

4 加齢性難聴に係る取組

地域介護予防推進センターにおいて、介護予防教室や地域の通いの場等で「聞こえのチェック」を実施し、聞こえに問題がある場合には受診勧奨を実施するとともに、リハビリテーション専門職等による講習会や相談会による加齢性難聴の周知に取り組む。(地域保健)

3 母子保健の推進

本市においては、令和6年4月の改正児童福祉法施行に伴い、各区役所・支所子どもはぐくみ室を、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の2つの機能を担い、一体的に支援を実施する「こども家庭センター」として位置付けている。

母子保健施策としては、妊娠前、妊娠期、出産前後、育児期に渡る体系的なサービスを、全ての母子を対象としたポピュレーションアプローチの考え方にに基づき展開し、子どもの健やかな成長発達と家庭の子育て力の向上をめざして、地域の関係機関と連携しながら、全ての子どもや子育て家庭に対してきめ細やかな支援を行うとともに、親子の健康の保持増進や安心して子育てができるための知識の提供に努めている。

また、児童福祉施策としては、個々の家庭が抱える状況やニーズに「気づき」、継続的な支援等に早期に「つなぎ」、課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援に展開していくことで、児童虐待の未然防止を推進している。

保健所としては、このような子どもはぐくみ室の業務の質を高める役割を担うとともに、長期療養児等への支援など、専門的アプローチを要する業務に取り組んでいる。

保健所の取組

1 長期療養児への支援

医学の進歩に伴い、NICU 等で救命し、退院後自宅にて人工呼吸器や胃ろう等を使用する医療的ケア児（日常生活を営むために医療的ケアを必要とする子ども）が年々増加している。また、小児慢性特定疾病等の慢性疾患に罹患（りかん）している児は、長期にわたり療養が必要となる。

これらの長期療養児が、住み慣れた地域で育ち、学び、働くことをサポートするため、疾患や療養状況を把握し、日常生活での問題解決に向け、長期療養児の特性を踏まえた支援を行うとともに、医療・保健・福祉・子育て支援・教育等の多機関が連携できる体制を整えていく。

《主な実績》

- 慢性疾患で療養中のお子様・親御様、医療的ケア児の支援に関わっている方のための講演会・交流会「医療的ケア児の在宅生活について」（令和6年9月）
- 京都市医療的ケア児等支援連携推進会議の開催

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	2	2	1

2 母子保健事業への助言

乳幼児健康診査においては、従事者が共通の認識のもと従事できるように作成した「京都市乳幼児健康診査マニュアル」を改訂し、幼児健康診査における心理発達スクリーニングの変更を行った。本改訂を踏まえながら、健診における疾患スクリーニングの精度管理を行い、スクリーニングの質の向上を図るとともに、その結果を健診従事者にフィードバックし、子どもはぐくみ室での健診の標準化を目指している。さらに、医師・歯科医師等の健診従事者の研修を実施し、乳幼児健康診査の質の向上に努めている。

《令和6年度の主な実績》

- 乳幼児健康診査従事医師研修（令和7年3月）
- 乳幼児健康診査マニュアル新改訂第10版（令和7年4月発行）

地域保健における取組

1 体系的な母子保健事業の実施

母子健康手帳交付時に保健師が面接を行う「妊婦相談事業」や、妊娠中の初妊婦等に訪問を行う「こんにちはプレママ訪問事業」、出産後4か月未満の全ての乳児家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や、子どもの発育や発達、子育て状況等を確認するために発達の節目ごとに行う「乳幼児健康診査（4か月児、8か月児、1歳6か月児、3歳児）」等の体系的な母子保健事業を実施することで、切れ目ない支援を行う。

また、1か月健診については、委託により実施している。

《主な実績》

- 妊婦相談事業 （単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
面接数	8,802	8,073	8,022

- こんにちはプレママ事業（ハイリスク妊婦を含む妊娠中の訪問延件数）（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実件数	3,048	3,423	3,404

- こんにちは赤ちゃん事業（訪問延件数） （単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実件数	8,771	8,666	7,924

- 乳幼児健康診査

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率
4か月児健診	8,286	98.5%	7,873	99.2%	7,078	98.8%
8か月児健診	8,227	98.1%	8,145	98.9%	7,189	98.5%
1歳6か月児健診	8,511	98.0%	8,002	98.6%	7,660	98.5%
3歳児健診	9,044	97.4%	9,598	97.9%	8,020	97.7%

2 相談支援・保健指導の実施

母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等で把握した、妊産婦や保護者の妊娠・出産・子育てに関する様々な相談、疑問や不安に対し、必要な情報提供や助言、保健指導等を丁寧に行い、個々の家庭に寄り添った支援を提供している。

《主な実績》

- 妊婦相談事業（再掲）
- こんにちはプレママ事業（再掲）
- こんにちは赤ちゃん事業（再掲）

- 乳幼児健康診査（再掲）

3 課題や困難を抱える家庭の支援

関係者の調整が必要と判断される妊産婦や、長期療養児等の課題や困難を抱える家庭に対しては、子どもはぐくみ室が身近な地域の行政機関である強みを生かし、個別の継続的な寄り添い支援を実施することで、支援の充実を図っている。

また、子どもはぐくみ室は、児童虐待を含め、支援を必要とする児童やその保護者に対し、複数の機関で支援を行うための法定化されたサポートネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関でもあり、各関係機関との効率的かつ効果的な連携を行うことで児童虐待の未然防止に努めている。

《主な実績》

- 家庭訪問型継続的個別支援 (単位：件)

	専門的相談支援		育児・家事援助	
	実件数	延件数	実件数	延件数
令和4年度	927	1,615	151	1,517
令和5年度	819	1,634	109	1,180
令和6年度	751	1,643	102	1,201

令和7年度の主な関連施策・事業

1 不妊に悩む方への支援の充実

不妊・不育等に関する悩みを持つ方への精神的ストレスを軽減するため、就労されている方等への相談にも対応できるようオンラインでの24時間相談体制を充実するとともに、インターネット等を活用した事業周知や不妊症に関する啓発活動を推進する。(地域保健)

2 妊娠・出産・子育てに関する相談窓口

全ての妊婦・子育て家庭が安心して、出産・子育てができる環境を整備するため、令和6年3月からSNS等を活用した相談を実施している。昨年度から京都府と連携を図り、予期せぬ妊娠などで急ぎ相談したい場合に、いわゆる「妊娠SOS」にも対応できる体制を構築できるよう協議を重ねた結果、令和7年7月から府市の類似窓口を統合し、「きょうと妊娠SOS」と「きょうと妊娠から子育てSNS相談」として共同設置する。(地域保健)

3 京都市医療的ケア児等支援連携推進会議

医療的ケア児とその家族の活動の支援や日中の居場所づくりについて関係機関・団体等が情報共有を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等による支援の連携を引き続き推進していく。(保健所)(地域保健)

4 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

令和6年3月に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024-2029）」を策定）に基づき、障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進することを基本方針に、障害のある人が生きがいや働きがいを持って、地域で自立して安心して生活できる共生社会の実現に向けて取り組む。

各区役所・支所障害保健福祉課では、3障害（身体・知的・精神）及び難病に係る相談窓口として、保健と福祉の両面から広い視点での相談援助活動に取り組む。また、重複障害のある方等の援助対象者のニーズに応じて、障害福祉ケースワーカーと保健師が密に連携を図り、適切かつ細やかな対応に努める。

保健所の取組

1 地域精神保健福祉施策の推進

精神障害のある人やその家族が地域で安心して生活していけるよう関係機関及び地域社会との密接な連絡協調の下に、精神障害のある人の早期治療の促進並びに社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を行う。

また、緊急で医療が必要な精神障害のある人については、人権に十分配慮しつつ、迅速かつ慎重に適切な医療の確保を図る。

精神科病院から退院し地域生活を送る精神障害のある人に対しては、関係機関との連携を図り、継続的な通院医療の確保のほか、必要な支援の提供に取り組む。

〈主な実績〉

- 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	1,850	1,878	1,912
2級	11,652	12,190	12,881
3級	7,119	7,734	8,420
合計	20,621	21,802	23,213

- 自立支援医療費（精神通院医療）承認状況 (単位：件)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
32,184	33,387	34,149

2 難病患者への支援

難病患者への支援については、指定難病であるかどうかにかかわらず、在宅で療養している難病患者やその家族の精神的負担軽減を図り、療養上の不安の解消や生活の質の向上に資するため、窓口相談や訪問相談等に取り組んでいく。

また、人工呼吸器装着者等の医療依存度の高い方を対象に、京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業で得られた情報も生かしつつ、災害・緊急時の停電時支援のため、個別の避難マニュアルの作成支援や安否確認者リストの整備を進める。

《主な実績》

○ 特定医療費助成制度（指定難病）受給者数（単位：人）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
13,625	13,613	14,062

3 自殺対策

自殺対策については、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、令和5年3月に第3次「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」を策定。「市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、取組を進めている。平成29年度から、各区役所・支所障害保健福祉課を自殺対策の身近な相談窓口として位置づけており、各制度所管課・関係機関等との連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備及び自殺対策の普及・啓発等に取り組んでいく。

《主な実績》

人口動態統計に基づく自殺の状況	令和3年		令和4年		令和5年	
	京都市	全国	京都市	全国	京都市	全国
自殺者数 (自殺死亡率※)	209人 (14.4)	20,291人 (16.5)	207人 (14.3)	20,252人 (17.4)	238人 (16.5)	21,037人 (17.4)

※ 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

令和7年度の主な関連施策・事業

1 自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～（継続）

＜電話番号：075-321-5560＞

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年8月から相談時間を拡充していた「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」について、新型コロナウイルス感染症が5類に移行して一定期間経過した後の状況も踏まえ、令和7年4月1日から、相談受付時間を土日祝日、年末年始を除く平日午前9時～午後4時に変更。

また、「きょう こころ ほっとでんわ」で受けた相談のうち、専門的な悩みを抱えた方で希望される場合には、後日、内容に応じた専門家が悩みをお聞きする寄り添い支援の取組を実施している。（保健所）

＜参考＞

○京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業（新規）

令和6年能登半島地震や南海トラフ周辺での地震の発生を受け、在宅で常時人工呼吸器を使用する難病患者等の方が災害発生等の非常時にも生命を守り生活を続け、家族介護者の不安が解消されるよう、発電・蓄電が可能な非常用電源装置の購入費用を助成する。（保健所）

5 保健福祉センターが一体となった総合的な支援の実施

本市では、令和6年度から、分野・属性を問わない「相談支援」、社会とのつながりや参加を支援する「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を開始し、地域共生社会の実現に向けてより一層取り組んでいくこととしている。「重層的支援体制」の推進は、各地域の支援関係機関や関係者が地域住民の福祉課題を断らず受け止め、地域がつながり、「一緒に・重なり・協働する」ことをコンセプトとしている。こうした考え方を踏まえ、複合課題を抱える世帯等、地域では対応が困難な課題を、関係機関・団体との連携の下、しっかりと受け止め、保健福祉センターの各分野における専門的な支援や地域団体による支援が、世帯の状況に応じて適切に組み合わせられ、それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い、一体的に実施されるよう、庁内や地域団体との情報共有、連携強化に取り組む。

とりわけ、保健福祉センターの各室・課は、それぞれが所管する既存施策の適用だけでなく、より早い段階から支援が必要な人を施策につなげるという法の趣旨を最大限に踏まえて、個々の世帯や関係機関による支援状況に合わせた支援方針に基づき、見守りや寄り添いといったマンパワーによる支援を積極的に行うなど、職員一人ひとりが、支援者の立場で主体的に関わることを、支援に当たっての共通の基本姿勢として位置付ける。

保健所の取組

○ 保健師等専門職の統括

統括保健師は、健康長寿推進課、障害保健福祉課、子どもはぐくみ室及び地域力推進室（ごみ屋敷対策）の分野別に配置された保健師等の専門職が組織横断的に連携し、保健福祉センターが一体となった総合的な支援が実施できるよう、各分野を横断的につなぎ、統括するとともに、大規模災害発生時等の保健師等の活動や支援の連絡調整、さらには、各分野の保健師等専門職への助言、指導、人材育成等を行う。

地域保健における取組

○ 複合する支援課題への対応

虐待、ひきこもり、生活困窮、制度の狭間等（孤独・孤立、ケアラー含む）の複合する支援課題への対応については、地域の関係機関・団体等との連携体制を構築することにより、保健福祉センターが一体となった支援を、地域ネットワークの中で、地域ぐるみで実施されるよう取り組む。

ひきこもり状態にある方への支援に当たっては、各室・課が所管する施策や各法別ケースワーカーによる主体的な支援が十分に発揮され、保健福祉センターが一体となって支援を行うことができるよう、支援調整会議を開催し、保健福祉センター長の差配の下、本人や家族に対する支援の方針を検討し、地域での見守りも含めた必要な支援や関係機関の役割等をコーディネートする。

制度の狭間や支援拒否など、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、適切な支援につながっていない方等に対しては、重層支援会議において検討のうえ、「地域あんしん支援員」による手厚い寄り添い支援が効果的に実施されるよう、各法別ケースワーカーとの連携強化や地域の関係機関・住民による見守り活動等の一層の推進を図る。

いわゆるごみ屋敷対策については、地域力推進室をはじめとする関係各課、関係団体との連絡調整や必要な支援等を通じて、要支援者の不良な生活環境の解消に向け、区役所・支所が一体となって取り組む。

<参考> 令和7年度京都市保健所組織について

